

第3号議案 定款変更の件

特定非営利活動法人八王子市民活動協議会定款の改定

定款に第10章顧問を置き、次の条文を規定し、第10章事務局第55条以下の章、条文番号を繰り下げる。

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>第10章 顧問</u></p> <p>(顧問)</p> <p><u>第55条</u> この法人に、顧問を置くことができる。</p> <p><u>2</u> <u>顧問についての細目は、理事会の議決により別に定める。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第11章 事務局</u></p> <p>(事務局の設置)</p> <p><u>第56条</u> この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。</p> <p>2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。</p>	<p style="text-align: center;">第10章 事務局</p> <p>(事務局の設置)</p> <p>第55条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。</p> <p>2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。</p>